

業務連絡

2022年3月9日
J R 東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No. 20

2022年3月7日、新大阪日之出会議室において「申」第22号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「コロナ罹患休暇」に関する緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症の第6波といわれる感染症が拡大し続けている。ワクチンの3回目の接種も政府の判断が鈍く、世界的に見ても極めて低速な接種対応である。

各職場においても、感染者や濃厚接触となった社員が拡大し、ワクチン接種をしても、生活の中ではいつどこで感染するか分からない状況となっており、特に感染リスクの高い業務内容の中で社員が勤務に就き、再び感染しないという保証はない。

これまで、就労できない社員の勤務や賃金は個人の負担が基本となっているが、有給休暇や賃金等、生活に影響が及び罹患したことで個人の負担となっている。よって、社員が思いもよらず罹患しても、健康で生きがいを持てる労働意欲を回復する目的をもって、以下の内容を申し入れるので早急に実施と対応を求めるものである。

記

1. 社員が体調不良等を訴え、「新型コロナウイルス」に感染したと判断された場合及び濃厚接触者と判断された場合は、有給の休暇とすること。

【会社回答】

会社は検温の結果37.5℃以上となり就業が不可となった場合、社員から私傷病休暇の申請があれば私傷病休暇となり、年休の申請があればそれを妨げない。尚、新型コロナウイルス感染に罹患した等、私傷病による場合は、当該年度に付与した年休の残日数が10日以下で且つ全一日の休暇等が4日以上継続する場合にその4日目以降において保存休暇を取得することができるが当面の間、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判断された場合についても当該年度に付与した年休の残日数が10日以下の場合には保存休暇の取得を可能とした。

2. 以上の主旨において「コロナ罹患休暇」とすること。

【会社回答】

支社権限外事項である。

3. 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社の負担とすること。

【会社回答】

そのような考えはない。尚、昨今の情勢を踏まえて病院から受診を拒否されることや、コロナウイルス陽性となった場合にホテル隔離や自宅待機となるケースもありうるこ

とから診断書等の要否については個々のケースに応じて個々に対応する。

4. 就業規則第78条（有給休暇）に「感染症に罹患した場合及び、濃厚接触者と判断された場合（感染症休暇）」を追加すること。

【会社回答】

1 項目目と同じ回答

会社は検温の結果37.5℃以上となり就業が不可となった場合、社員から私傷病休暇の申請があれば私傷病休暇となり、年休の申請があればそれを妨げない。尚、新型コロナウイルス感染に罹患した等、私傷病による場合は、当該年度に付与した年休の残日数が10日以下で且つ全一日の休暇等が4日以上継続する場合にその4日目以降において保存休暇を取得することができるが当面の間、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判断された場合についても当該年度に付与した年休の残日数が10日以下の場合には保存休暇の取得を可能とした。

5. 以上の取り扱いを早急に全社員（出向者を含む）に適応し、対応すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

以 上

【若干のやり取り】

(組合) 3項目目の会社回答で個々のケースに応じて、費用を出すということか。

(会社) そもそも診断書取らなくてもいいケースもあるということで、費用の話ではない。

(組合) 現在、職場ではコロナウィルスがまん延している。既にコロナウィルスに2回感染した人もいる。感染症に関して昔のままの就業規則だ。コロナウィルスに関しては今後、年に2回3回とどれだけ感染するかわからない。年休がいくつあっても足りない。

(会社) 私傷病休暇もあるし、JR健保からかなりの額が出る。保存休暇も使える。

(組合) 保存休暇が無い人もいるし、年休が10日以下とか4日目以降とか制約がある。後手後手にならぬよう、福利厚生を前もって他の企業より先につくるべきだ。中小企業でも罹患休暇があるところもある。就業規則第78条に追加すべきだ。

(会社) 意見として聞いておく。

(組合) 最近、運輸所ではコロナ感染した場合の要員確保として、内勤や概算で兼務として要員をつくっている。そんな中、出向に出すと言うことは矛盾している。

(会社) 業務上の必要性があり、波動のピークを一番高いところに合わせていない。

(組合) 波の高さを勝手に調整している。